

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成26年 8月27日	
【会社名】	アルファグループ株式会社	
【英訳名】	Alpha Group Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉岡 伸一郎	
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区東一丁目26番20号	
【電話番号】	03(5469)7300（代表）	
【事務連絡者氏名】	管理部長 松浦 孝暢	
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区東一丁目26番20号	
【電話番号】	03(5469)7300（代表）	
【事務連絡者氏名】	管理部長 松浦 孝暢	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	400,012,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）	

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	378,800株	完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1. 平成26年8月27日(水)に開催された取締役会決議によります。なお、本第三者割当増資の割当予定先である株式会社エクステンドの代表取締役社長である吉岡伸一郎は特別利害関係人として本決議には参加しておりません。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。  
 名称：株式会社証券保管振替機構  
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	378,800株	400,012,800	200,006,400
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	378,800株	400,012,800	200,006,400

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、200,006,400円であります。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,056	528	100株	平成26年9月17日	-	平成26年9月17日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込みの方法は、申込期間内に後記(3)申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記(4)払込取扱場所へ発行価格の総額を払込むものとします。
4. 払込期日までに、割当先から申込がない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
アルファグループ株式会社 管理部	東京都渋谷区東一丁目26番20号

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行渋谷支店	東京都渋谷区渋谷一丁目24番16号

#### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

#### 4【新規発行による手取金の使途】

##### （１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
400,012,800	4,400,000	395,612,800

- （注）1．発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。  
 2．発行諸費用の概算額の内訳は、以下の費用及び金額を予定しております。  
 登記関連費用（約1,400,000円）、弁護士報酬・アドバイザー費用（約2,800,000円）、その他（約200,000円）

##### （２）【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
宮崎県児湯郡都農町におけるソーラーパーク開発の各種申請・契約・設計等のアレンジメント費用、土木工事 等	395	平成26年10月～平成27年9月

当社は携帯電話端末の販売などを行う「モバイル事業」、当社保有のコールセンターを活用したオフィス文具通販を行う「オフィスサプライ事業」を主な収益源の柱として経営を進めてまいりました。両事業は安定した収益を生み出す当社を支えるに足る事業へと成長いたしました。市況の変化にも揺るがないさらに強固な経営基盤を構築するため、当社は、モバイル事業、オフィスサプライ事業に次ぐ、第三の事業を立ち上げることを最重要経営課題としてこれまで模索してまいりました。

そのような中で、平成24年7月1日より開始された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」において、本制度における太陽光発電の買取条件が、買取価格40円/kWh（税別）、同価格適用期間20年と決定されたこと、この買取価格は毎年度見直されるものであって次年度以降に認定を受ける設備では同額での買取が保証されず、むしろ下がっていくことが予想されたこと、パートナーとなる取引先にも恵まれたことを受け、「再生可能エネルギー事業」へ参入するという経営判断を行いました。

この意思決定の下で特にソーラーパークの開発に注力し、平成25年10月2日には福岡県飯塚市において1.5MWのソーラーパークの運転を開始し、平成26年5月23日には京都府京丹後市において2.0MWのソーラーパークの運転を開始し、平成26年5月27日には茨城県常陸大宮市において2.0MWのソーラーパークの運転を開始するなど、順調に事業を展開しており、再生可能エネルギー事業は安定収益を生み出す事業へと成長し始めております。

また、これらと並行し、宮崎県児湯郡都農町に8.0～9.0MW規模の土地を取得したことから、大規模面積を保有する都農ソーラーパークの建設を進め、再生可能エネルギー事業を当社の第三の事業の柱とすべく注力することを判断いたしました。

しかしながら、8.0～9.0MW規模のソーラーパークの開発には、30億円近くの資金が必要となり、本プロジェクトを実行するためには銀行からの借入れが不可欠となります。また、銀行からの借入れを行うためにはある一定（10～15％）の割合を投資する必要があることから、早期に新株式の発行による資金調達をすることが望ましいと判断いたしました。なお、現状の当社の資金計画等を鑑み、調達資金の額を400,012,800円と決定し、運用にあたっては実際に再生可能エネルギー事業を行っている当社100％子会社であるアルファチャーラー株式会社を通じて運用してまいります。

なお、ソーラーパークの建設にかかる費用は、「各種申請・契約・設計等のアレンジメント費用」「土木工事・架台組立代金」「ソーラーパネル、パワーコンディショナー、架台などの機器代金」「電気工事代金」「電力会社、鉄塔等への連係費用」などに大別され、新株を発行することにより調達した資金は、主に、順次発生するものに使用していくことを予定しております。

ただし、本ソーラーパークの建設は大規模であるため、各種申請の申請受理期間や工事を進める上での工期の変更などにより、資金使途が変更される可能性があります。資金使途に大きな変更がある場合は、決定次第開示いたします。なお、現時点における売電開始予定時期は平成28年8月を予定しております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社エクステンド	
	本店の所在地	東京都港区赤坂九丁目7番7号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 吉岡 伸一郎	
	資本金の額	1,000,000円	
	事業の内容	投資事業等	
	主たる出資者及びその出資比率	吉岡 伸一郎	100%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有する割当予定先の株式数	該当事項無し
		割当予定先が保有する当社株式の数	該当事項無し
	人事関係	当社の代表取締役社長及び筆頭株主である吉岡伸一郎は割当予定先の代表取締役社長である吉岡伸一郎と同一人物であり、議決権比率は28.65%（平成26年3月31日現在）であります。	
	資金関係	該当事項無し	
	技術又は取引等関係	該当事項無し	

### c. 割当予定先の選定理由

「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載のとおり、当社においては安定収益を見込めるモバイル事業、オフィスサプライ事業という2つの事業に次ぐ、第三の柱となる事業を模索しておりました。

そのような中で前年度より着手している再生可能エネルギー事業は、2MWクラスのソーラーパーク建設が進み、初年度から黒字となり順調に拡大してまいりました。

今期においては、これまでのソーラーパーク開発で培ったノウハウを活かし、大規模案件である都農ソーラーパークの開発に着手できる態勢が整ったことから、時期を空けず開発を早期に進めていくことが、当社の今後の発展に大きく寄与するものであるため、短期間で資金調達を行う必要があると判断いたしました。

これらを受け、事前準備と募集期間に一定の時間を要する公募増資又は株主割当て及び株主総会決議を要する特に有利な発行価額での第三者割当増資を選択することは適切ではないことから、早期の資金調達が可能な小規模かつ有利発行にならない第三者割当による新株式の発行による調達を行うことといたしました。

そして、再生可能エネルギー事業に注力していくという当社方針を理解し、中長期的に当社株式を保有していただける意向を持つ相手先への第三者割当の方法をとることが適当であると判断いたしました。

株式会社エクステンドは当社代表取締役社長である吉岡伸一郎が代表取締役社長を務める、有価証券への投資等を主な事業とする企業であります。前述のとおり、再生可能エネルギー事業を今後の当社の支えとなる事業とするためには今この時期に資金調達を行いこれに投資することが不可欠であることから、吉岡伸一郎より自己が100%株式を保有する企業を通じて本第三者割当増資における割当予定先として資金を拠出する旨の申出がございました。これを受けて、当社は当社の状況を鑑み、確実に資金調達を実現するためにも、また、本第三者割当増資を行うことを機に、今後の長期的な経営の安定を考慮して、株式の分散を防ぐためにも当該企業に割り当てることといたしました。以上の経緯を踏まえ、当社事業やその経営環境への深い理解、また、中長期的な保有が見込めることから、割当先として適切であると判断いたしました。

### d. 割り当てようとする株式数

割当予定先の名称	割当株式数（当社普通株式）
株式会社エクステンド	378,800株

e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先に割り当てる当社普通株式について、現時点では継続的に保有する意向であることを書面にて確認しております。なお、当社は割当予定先から、割当後2年間において当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先である株式会社エクステンドの資金については、株式会社エクステンドと吉岡伸一郎との間で金銭消費貸借契約を締結し、これに基づいて吉岡伸一郎から400,000,000円が振り込まれていること、及び同じ口座に株式会社エクステンドの資本金として1,000,000円があったことを株式会社エクステンドの預金残高通帳から確認し、また当該金員は吉岡伸一郎の自己資金であることを同人より口頭で確認しており、本件第三者割当に係る払込みに必要かつ十分な現預金を保有しているものと判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は割当予定先の実態については、インターネット上のデータベース検索を利用し、反社会的勢力等との関わり等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み複合的に検索することにより、その関わりを調査し、その結果、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものは検出されておられません。また、当社は株式会社エクステンド及びその代表取締役社長が反社会的勢力等とは一切関係がないことを内容とする確認書を受領しております。

また、当社は東京証券取引所にコーポレート・ガバナンス報告書（最終更新日：平成26年6月27日）を提出しており、その中で吉岡伸一郎は当社代表取締役社長として反社会的勢力との関係を排除すると共に、断固として対決する方針であることを表明しており、加えて、吉岡伸一郎が株式会社エクステンド代表取締役社長であり、同社の100%出資者であることから、これらをあわせて反社会的勢力等との関わりが一切ないという確証を得ております。

なお、当社は割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主につき、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を、東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### （1）【払込金額の算定根拠及びその具体的内容】

払込金額については、本件第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日（平成26年8月26日）に東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値（以下「終値」といいます。）である1,056円と決定しました。取締役会決議日の直前営業日の終値を基準とした理由は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）を基準として決定することとされていること、現在の株価は通常の形態の取引によって形成された市場価格であり、したがって、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議の直前営業日の終値が、当社株式の公正な価格を客観的に評価したものであると考えられることから、本件第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の終値を基準とすることが適当であると判断したためです。

なお、本件第三者割当の払込金額は、本件取締役会決議日の前営業日までの1か月間（平成26年7月27日から平成26年8月26日まで）の終値の平均値1,131円に対して6.64%のディスカウント、本件取締役会決議日の前営業日までの3か月間（平成26年5月27日から平成26年8月26日まで）の終値の平均値1,194円に対して11.59%のディスカウント、本件取締役会決議日の前営業日までの6か月間（平成26年2月27日から平成26年8月26日まで）の終値の平均値1,191円に対して11.30%のディスカウントであります。

なお、全監査役からは、「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（日本証券業協会）に照らし、新株式の発行価額は特に有利な発行ではなく、株主総会の特別決議を要しないものである旨の見解をいただいております。

### （2）【発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠】

本件第三者割当による新株式の発行数量（募集株式の総数）は378,800株であり、本件第三者割当前の当社の発行済株式3,102,400株の12.21%、本件第三者割当前の当社の総議決権数29,597個の12.80%に相当します。そのため、本件第三者割当による新株式の発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、前記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本件第三者割当による資金調達は、事業拡大による収益力の向上や財務体質の強化に寄与し、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと考えております。したがって、本件第三者割当による当社株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

#### 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する 所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する 所有議決権数の割合(%)
吉岡 伸一郎	東京都港区	847,900	28.65	847,900	25.40
上 岳史	東京都港区	847,300	28.63	847,300	25.38
(株)エクステンド	東京都港区赤坂九丁目 7番7号	-	-	378,800	11.35
(株)光通信	東京都豊島区西池袋一 丁目4番10号	313,100	10.58	313,100	9.38
(株)マルチメディアネット ワーク	東京都渋谷区道玄坂一 丁目15番3号	171,600	5.80	171,600	5.14
鷲見 貴彦	東京都渋谷区	130,000	4.39	130,000	3.89
(株)SBI証券	東京都港区六本木一丁 目6番1号	89,100	3.01	89,100	2.67
尾崎 昌宏	東京都世田谷区	27,300	0.92	27,300	0.82
井田 秀明	東京都渋谷区	18,600	0.63	18,600	0.56
鷲見 和美	東京都渋谷区	18,500	0.63	18,500	0.55
計	-	2,463,400	83.24	2,842,200	85.14

- (注) 1. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を四捨五入しております。
2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株式発行後の総議決権数33,385個に対する割合です。
3. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年3月31日時点の株主名簿に基づいて記載しております。

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業のリスクについて

「第四部 組込情報」の第17期有価証券報告書及び第18期第1四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年8月27日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しており、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に掲げた第17期有価証券報告書の提出日以降、有価証券届出書提出日現在（平成26年8月27日）までに、以下の臨時報告書を平成26年6月30日に関東財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

#### 1 提出理由

当社は、平成26年6月27日の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円

総額44,398,500円

ロ 効力発生日

平成26年6月30日

###### 第2号議案 取締役4名選任の件

吉岡伸一郎、徳山宗年、山中一浩及び西野裕の4氏を取締役に選任するものであります。

###### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

野村典之氏を補欠監査役に選任するものであります。

###### 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任する取締役会長 上岳史氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、時期、方法等は、取締役会に一任するものであります。



(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	18,698	41	0	(注)1	可決(99.64%)
第2号議案 取締役4名選任の件				(注)2	
吉岡 伸一郎	18,707	32	0		可決(99.69%)
徳山 宗年	18,707	32	0		可決(99.69%)
山中 一浩	18,703	36	0		可決(99.66%)
西野 裕	18,699	40	0		可決(99.64%)
第3号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)2	
野村 典之	18,700	39			可決(99.65%)
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	18,669	70	0	(注)1	可決(99.48%)

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第17期	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第18期第1四半期	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	平成26年8月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出されたデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 6月27日

アルファグループ株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 井上 司 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 嗣也 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 安達 則嗣 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアルファグループ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルファグループ株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アルファグループ株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、アルファグループ株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月27日

アルファグループ株式会社

取締役会 御中

### 東陽監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	井上 司	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	山田 嗣也	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	安達 則嗣	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアルファグループ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルファグループ株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月11日

アルファグループ株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 井上 司 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 嗣也 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 安達 則嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアルファグループ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アルファグループ株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。